

# MMI News

エム・エム・アイ ニュース

# 9 2004 月号

- サラリーマン法人セミナー～時代はサラリーマン法人化～
- 第2回社長の為の「戦略会計」講座
- 個人情報保護法
- 社長コラム／目的のない知識と目的のある知識
- 短期アルバイトの源泉徴収

エム・エム・アイグループ  
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル  
TEL. 03-3778-2311  
<http://www.m-m-i-g.com>



## 出版記念セミナー

経営者倶楽部

### ～時代はサラリーマン法人化～ 「サラリーマン法人化」セミナー

#### 経営者にとって押さえない新しい雇用形態の提案！

「サラリーマン法人化」は、現在の労働条件を維持したまま、自らを法人化することで、企業は「有限会社田中」などのサラリーマン法人と業務委託契約等と結ぶこととなります。サラリーマンの自立、自己責任意識を高め、企業の長期的視野の経営確立、質の高い企業価値を創造して社会に貢献することを目指していきます。終身雇用や年功序列が崩壊したと言われて久しいですが、はたして企業にとっての「人材」とサラリーマンにとっての「企業」がもっとよい関係を考え、実践していきます。

#### セミナー内容 ～時代はサラリーマン法人化～

- ◆ 「サラリーマン法人化計画の概要」  
企業側のメリット・デメリット  
サラリーマンのメリット・デメリット  
問題点の整理と対応
- ◆ 「サラリーマン法人化シミュレーション」  
年収、家族構成、加入保険、諸要因をシミュレート  
具体的な金額を検証
- ◆ 図形「サラリーマン法人化、具体的手順と運用」  
法人設立のポイント、法的検証、経理、税務申告社会保険、税務署対応

日時 9月13日(月) 午後2:00～午後5:00  
会場 虎ノ門パストラル 新館4階「ミント」  
港区虎ノ門4-1-1 TEL.03-3432-7261(代)  
地下鉄日比谷線「神谷町駅」4aまたは4bの出口  
<http://www.pastoral.or.jp/access/>  
お申し込み後ご案内地図を送付いたします。  
費用 研修会 2,000円 (資料代込)  
懇親会 5,000円  
(虎ノ門パストラル本館1階「天壇」)  
定員 60名 (定員になり次第締め切ります)

参加御希望の方は必ず **9月2日(木)** 迄に  
電話・FAX・メールで申込をお願い致します

貴社名	
参加者名	
連絡先	( )
懇親会参加	希望 (○を付けてください)

★お問合せ・お申込み (株) エムエムアイ 鈴木まで  
電話 03-3778-2311 FAX 03-3778-2326 msuzuki@m-m-i-g.com  
MMI 会計グループ 東京都品川区大井1-7-6 THビル4階 <http://www.m-m-i-g.com>



## 節税倶楽部のお知らせ

- ◆ 日時 9月29日(水) きゅりあん4階研修室
- ◆ テーマ
  - ①平成16年度路線価発表 ⇒ その傾向や如何に。
  - ②親の土地に建物を建てる。⇒建物名義人は誰が1番有利なのか。親、同居の長男、別居の二男、会

社が建てて使用貸借、会社が建てて賃貸借。それぞれのメリットデメリット。所得税(法人税)対策と相続税対策。どの税金を1番節税したいのかの判断ポイント。

## 第2期 社長の為の「戦略会計」講座

経営者にとってここだけは押さえない財務のポイントを解説!

経営者は会社の規模が拡大するにつれて、どうしても数字による全体像の把握が必要となる。従って、自分は営業出身だからとか、技術屋だからなどとは言ってられなくなり、ある程度の経理的知識が必要となります。但し、経営者にとって必要な経理知識は、あくまで経営資料を読み取るためのもので、細かい専門知識が必要なわけではない。財務諸表その他の仕組みを理解する一般的な知識で充分です。会計業務はシンプルであるべきとお考えでしたら、是非、今回セミナーにご参加ください。高橋節男が全国信用組合中央協会の月刊誌「信用組合」に連載した「現金主義の勧め」「戦略会計講座」をベースに実践的に3回にわたりわかりやすくお話いたします。ご参加をお待ち申し上げます。

第1回 「社長のための戦略会計・概論」

経営者の為の戦略会計

P/LとB/Sの見方と分析方法。資金繰りの秘密

第2回 「社長のための戦略会計・経営計画」

付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは 利益はどうしたら出るのか? キャッシュフロー

第3回 「社長のための戦略会計・人事戦略」

人件費を戦略的に捉える固定費の考え方

日 程 第1回 9月28日(火)

第2回 10月5日(火) 第3回 10月13日(水)

時 間 午後6:00~午後8:00

場 所 (株)エムエムアイ 4階研修室

品川区大井1-7-6THビル(京浜東北線:東急大井町線・大井町駅徒歩3分)お申し込み後ご案内地図を送付いたします

費 用 15,000円(人/税込) 3回分

定 員 12名(定員になり次第締め切ります)

御参加希望の方は必ず9月13日(月)迄に電話・FAX・メールでお申込みをお願い致します

セミナー名	社長のための「戦略会計」講座(平日3回コース)		
貴社名			
参加者名		ご連絡先	- -

★お問合せ・お申込み (株)エムエムアイ 鈴木まで

電話 03-3778-2311 FAX 03-3778-2326 E-mail: msuzuki@m-m-i-g.com

## ホームページをリニューアル

新たに「サラリーマン法人」のページを追加!

サラリーマン法人になった場合の年収計算ファイルがダウンロードができたり、合資会社設立に必要な書類申込が出来たりと情報満載です。

セミナー等のご案内も随時掲載。

MMIニュースもホームページに掲載。

是非 <http://www.m-m-i-g.com>

にアクセスしてください。

The screenshot shows the MMI Group website homepage. At the top, there's a navigation bar with 'MMIGroup' logo and several menu items. Below that is a large banner for '中小企業のパートナー MMIグループ' (Small Business Partner MMI Group) with a phone number '0120-06-3699'. Underneath the banner are several promotional boxes and articles. One article is titled '◆◆「サラリーマン法人で年収150万円UP!」の読者の皆様◆◆' (Dear readers of 'Salaryman Corporation with 150,000 yen annual income increase!'). Another article is titled '◆◆「サラリーマン法人化」研修会 法政記念セミナー開催のお知らせ◆◆' (Notice of 'Salaryman Corporation' training seminar at the University of Law and Politics). There are also service advertisements for '経営者保険' (Business Insurance) and 'サラリーマン法人' (Salaryman Corporation) with '年収150万円UP!' (Annual income increase of 150,000 yen!).

昨年9月より1年間、社会保険・労働保険の実務についてご案内をさせていただきましたが、私ども社会保険労務士は、顧問先事業所の社会保険・労働保険手続きの代行や労務管理についての相談業務等を行っております。仕事をする上で、顧問先事業所の様々な個人情報を取り扱っております。「個人情報」という言葉は、近年急激に重要性を増した言葉の一つかと思えます。昨今よく耳にする個人情報流出事件が、新聞紙面を占めることでも、その重要性をうかがうことができます。現在の情報化社会では、情報を大量に、簡単に、自由に移動させることができます。渡邊事務所では、顧客情報の管理に自社開発ソフトを用いて管理しておりますので、大量の個人情報を扱っているものとして、いち早く個人情報保護に乗り出し、平成15年6月に(財)日本情報処理開発協会により創設・運用されています、プライバシーマークの取得をいたしました。

来年4月より、いよいよ個人情報保護法が全面施行されます。5,000件を超える個人情報を「事業の用に供しているもの」が、個人情報取扱事業者として様々な義務を負うこととなります。施行前であっても、今



「顧客情報を扱う小さな会社・事務所のための個人情報保護とプライバシーマーク取得の実務」(日本法令刊)  
社会保険労務士 (株)渡邊事務所  
菅原 俊一  
小中居 学  
中山 章子 共著 定価 3,200円

管理している個人情報が大量に流出してしまった場合、損害は計り知れません。

渡邊事務所では、プライバシーマークを取得し、継続使用する中で培ってきたノウハウを個人情報保護法にも対応できるようアレンジした本を出版させていただきました。本文中で紹介しました様々な規定などを収録したCD-ROMも付いております。社内にある個人情報としては、社員そのものの個人情報がまず最初にあげられます。個人情報の保護は、どんな業種の方でも関係してくる問題になっております。社会保険労務士以外の様々な士業の皆様や事業主の皆様の参考にしていただけることと思います。全国有名書店にてお求めいただけます。ぜひ一度、お手にとってみてください。

## 社長コラム 第2回

### 知の偏食 — 目的の無い知識と目的のある知識 —

1. 人の遺伝子の解明が出来た出来ないで大騒ぎしております。本来遺伝子解明の目的は、難病の治療であったのではないかと思われれます。しかしその目的と関係ないところで、知識が単に知識として独り歩きを始めると、全く異なった結果を生む可能性もあるのです。そういった漠然とした不安を持っているのは、私だけでは無いと思います。

2. 科学の発達は、往々にして戦争により飛躍的に発展してきました。原子力発電がどのような緻密な計算と知識によって安全性を確保しようとも、大量殺人兵器としての目的をもって開発された原子力の知識ですから、そう言った高度な知識のない人は直感として「おや」と思うのです。

かえって知識のある人の方が、安全性を強調するのです。

3. タバコの害について良く言われますが、これはタバコをやめようあるいは辞めさせようと言う目的で、研究されたデータや知識なので、どのようなデータも、タバコは体に悪いという結果しか導き出さないので。

以上の例は知識と目的について思いついたものを、列挙してみました。

遺伝子解明の知識は、難病の治療に役だってこそその知識であるはずが、難病治療は儲かるとして知識そのものが経済価値を目的として開発されても、果たして難病の治療に結びつくのか?と言った不安が良く報道

されています。

ガンの遺伝子を取り除いた子供の誕生などは、ナチスドイツの選民思想にゆきはしないか?等と不安を抱くのは私だけでしょうか?

原子力発電も大学出の原子力の知識の豊富な官僚や学者は、その安全性を強調します。確かに積み上げられた論理からは、安全性は確認できると思いますが、本来が兵器として開発された知識です。原子物理学の出発点から別の目的で研究を進めていたら、現在の理論構成に至ったかどうかは疑問です。

タバコの害は良く言われております。しかしタバコを吸って90歳迄生きている人を見ると「おや」と思うのです。

またタバコは体に良いという本も、一寸いかがわしいが沢山出ています。

何故一寸いかがわしいかというと、権威のない知識だからです。

ここで私が言いたいことは、人の遺伝子解明にしても、原子力発電にしても、タバコの害にしても要は知識とは、結果や目的を裏付けるための道具なのだということです。

道具ですからその道具をどう使うのが大事な(価値がある)のであって、道具そのものに価値があるわけではないのです。

確かに便利な道具や、新しい道具の発明には大きな意義(意味)があります。

短期間のアルバイトを雇う企業は、アルバイトの賃金に対する所得税の源泉徴収義務が気になるところです。

2ヶ月以内のアルバイトで、日給または時給によって給与が算定される場合は、源泉徴収税額表の「日額表」の「丙欄」を適用し、源泉徴収税額を求めることになります。税額表によれば、日給9,300円未満の税額はゼロとされているため、毎日の給与が9,300円未満なら源泉徴収は不要です（所基通185-2(2)）。

「丙欄」の場合、給与の支払方法が日払い、週払い、月払い等、いずれの方法であっても、源泉徴収税額は変わりません。また、アルバイトに支払う交通費については、一般のサラリーマンと同様に1ヶ月最高10万円までは非課税とされているので、1ヶ月のうちに支給した交通費の合計額が10万円までに収まってい

れば、交通費についての課税関係は生じないこととされています。

つまり、2ヶ月以内のアルバイト期間の場合、時給1,000円で8時間労働程度までであれば、源泉徴収は不要です。

なお、契約期間が2ヶ月を超えるアルバイトについては、給与の支払いが月給の場合は「月額表」、日給の場合は「日額表」を使用して、アルバイトが会社に扶養控除等申告書を提出した時はそれぞれ「甲欄」が、未提出時等は「乙欄」が適用されます。

また、「甲欄」では月給87,000円未満の税額がゼロとされるが、「乙欄」は金額に関わらず源泉徴収税額を求めるとされています（所法185①一、二）。このため、実務では、アルバイトに扶養控除申告書を提出してもらうのが一般的です。

## 9月の税務

### 9 SEPTEMBER

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

**9月10日** 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

**9月30日** 7月決算法人の確定申告

〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

1月、4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告

〈消費税・地方消費税〉

1月決算法人の中間申告

〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉………半期分、第2四半期分

4月、10月決算法人の中間申告〈消費税・地方消費税〉………第1及び第3四半期分

3月から6月までの決算法人の1ヶ月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

## 編集後記

感動のうちに終わってしまったアテネオリンピック。開会式ではとてもクリエイティビティが高く感動しました。

中央の水はいつの間になくなってしまったのか？ 今でも不思議です。「開会式」は各国ごとに特徴を出しながら毎回洗練されたものになっているので楽しみの一つでもあります。

普段は興味のない競技でもオリンピックの時ばかりはテレビにかじりついてみてしまったり、谷選手が金メダルと取った時には自分が金メダルと取ったみたいに感動してしまい涙してしまいました。

恥ずかしいのですが、開催3日前に知った「なでしこ

ジャパン」という存在。動きがよく、かっこいい！ 選手のいろいろなエピソードを各種媒体で読むと本当に「若い子に希望をもたせている」と感じました。

次回の北京オリンピックも楽しみです。



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。